

第12節 避難の受入活動計画

総務課 保健福祉課 建設水道課
消防課 教育委員会

風水害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生ずるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保、応急仮設住宅の迅速な供給体制の整備、学校等における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定等を進める。

1 避難計画の策定

(1) 避難計画の作成

次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の整備、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。

また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努める。

ア 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

(7) 町は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日ごろから住民等への周知徹底に努める。

(4) 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。

イ 避難勧告、避難指示（緊急）の具体的な発令基準及び伝達方法

ウ 避難準備・高齢者等避難開始を伝達する基準及び伝達方法

エ 指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類

オ 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者

カ 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法

キ 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(7) 給食措置

(4) 給水措置

(7) 毛布、寝具等の支給

(エ) 衣料、日用品の支給

(オ) 負傷者に対する救急救護

ク 指定避難所の管理に関する事項

- (7) 避難受入れ中の秩序保持
- (イ) 避難住民に対する災害情報の伝達
- (ロ) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
- (エ) 避難住民に対する各種相談業務

ケ 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

- (7) 平常時における広報
 - a 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - b 住民に対する巡回指導
 - c 防災訓練等
- (イ) 災害時における広報
 - a 防災行政無線、広報車による周知
 - b 避難誘導員による現地広報
 - c 住民組織を通じた広報

なお町は、避難勧告又は指示（緊急）を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておく。

また、避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内安全確保等安全措置を執るべきことにも留意する。

(2) 避難行動要支援者対策

町は、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等に携わる関係者として定めた警察機関、消防機関、町社会福祉協議会、区長、民生児童委員等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

(3) 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

〔住 民〕

- (1) 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておく。

- ア 家の中でどこが一番安全か
- イ 救急医薬品や火気などの点検
- ウ 幼児や高齢者の避難は誰が責任をもつか
- エ 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路はどこにあるか
- オ 避難するとき、誰が何を持ち出すか、非常持ち出し袋はどこにおくか
- カ 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか
- キ 昼の場合、夜の場合の家族の分担

- (2) 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につける。

- (3) 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ等

をいつでも持ち出せるように備えておく。

〔企業等〕

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、必要な物資の備蓄等に努める。
また大規模な集客施設等の管理者は、利用者の誘導體制の整備に努める。

2 避難場所の確保

町は、災害の危険が切迫した場合の住民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための指定緊急避難場所を、あらかじめ指定しておく必要がある。

- (1) 町は、公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性及び想定される災害の程度に応じ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、**資料 8－1**のとおりである。

- (2) 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）、の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

なお、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

- (3) 町が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておく。
- (4) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮する。
- (5) 町は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

3 避難所の確保

- (1) 指定避難所（**資料 8－1** 参照）については、災害発生後に被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けられる体制が整備されているもの等を指定する。また、指定緊急避難場所と指

定避難所は相互に兼ねることができる。

- (2) 町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮する。また、避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (3) 町が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておく。
- (4) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、換気、照明、暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
 なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。
- (5) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。
- (6) テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。
- (7) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、マスク等避難生活に必要な物資の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの常設に努める。
- (8) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。
 また、一般の避難所では生活が困難な障害者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。
 なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うとともに、必要な物資等の備蓄に努める。
- (9) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。
- (10) 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていく。
- (11) 県の「避難所マニュアル策定指針」（平成24年3月）等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。
- (12) 指定避難所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮する。
- (13) 町は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

4 避難路の確保

町は、指定緊急避難場所及び指定避難所への経路を避難路として指定する場合、次の事項に

留意する。

- (1) 十分な幅員があること。
- (2) 万一に備え、複数の路線を確保すること。
- (3) 崖崩れ等の危険箇所を通過しない経路を選定すること。

5 避難所等の周知徹底

町は、指定避難所等を明示した表示板を設置するとともに、これらの所在地等を記載した防災マップを作成し、住民への配布等を積極的に行う。

6 要配慮者等

- (1) 町は、県と連携して、要配慮者の速やかな避難誘導を図るため、区長及び民生児童委員等と連携を綿密に行うよう努める。
- (2) 要配慮者の避難については、まず身近な指定避難所に避難誘導し、その避難所に「要配慮者専用スペース（福祉避難室）」を設けるか、必要に応じて福祉避難所へ二次避難させる体制を整える。

7 住宅の確保体制の整備

住居の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。

このため、町は県と連携し、住宅情報の提供又は住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

- (1) 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- (2) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- (3) 応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。
- (4) 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図る。
- (5) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。
- (6) 周辺市町村が被災した場合は、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。

8 学校等における避難計画

災害発生時、小学校、中学校及び保育園（以下「学校等」という。）においては、幼児及び児童生徒（以下「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え、迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長・保育園長（以下「学校長等」という。）は、児童生徒等の保護について、次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

学校等においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校等の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておく。

(1) 避難計画の作成

ア 学校長等は、風水害が発生した場合に児童生徒等の安全を確保するため、防災計画を作成しておく。

なお、この計画作成に当たっては、町、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議する。

イ 学校長等は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、町教育委員会（以下「町教委」という。）に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。

ウ 防災計画には、以下の事項を定めておく。

- (ア) 風水害対策に係る防災組織の編成
- (イ) 風水害に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法
- (ロ) 町（町教委）、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
- (ハ) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
- (ニ) 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
- (ホ) 児童生徒等の帰宅と保護の方法
- (ヘ) 児童生徒等の保護者への引き渡し方法
- (ヘ) 児童生徒等が登下校の途中で風水害にあった場合の避難方法
- (ケ) 児童生徒等の救護方法
- (コ) 初期消火と重要物品の搬出の方法
- (サ) 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む。）の点検方法
- (シ) 避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）
- (ス) 防災訓練の回数、時期、方法
- (セ) 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
- (ソ) 風水害時における応急教育に関する事項
- (タ) その他、学校長等が必要とする事項

(2) 施設・設備の点検管理

学校等における施設・設備の点検管理は、次の事項に留意し、適切に行う。

ア 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が風水害の作用によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。

イ 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。

ウ 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。

(3) 防火管理

風水害での二次災害を防止するため、防火管理に万全を期する。

ア 日常点検は、職員室、用務員室、理科室、家庭科室、学校給食共同調理場等、火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。

イ 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。

(4) 避難誘導

ア 避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。

イ 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、次の事項に留意する。

- (7) 児童生徒等の行動基準並びに学校等や教師の対処、行動を明確にする。
- (イ) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。
- (ウ) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できる。
- (エ) 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できる。

第13節 孤立防止対策

総務課 保健福祉課 産業経済課
建設水道課

町は、災害時の孤立地域をあらかじめ予測し、住民との間の情報伝達が断絶しないよう通信手段を確保するとともに、孤立予想地域に通ずる道路の防災対策及び他の道路による迂回路の確保に努める。また、孤立した場合に備え、平常時から住民に対し、食料品等の備蓄をしておくよう啓発するとともに、要配慮者や観光客の孤立予測についても、平常時から把握しておく。

1 通信手段の確保

現在、町には防災行政無線（同報系）が設置されている。災害時における緊急を要する場合の更なる通信連絡を確保するため、あらかじめ東日本電信電話(株)長野支店長に対し、災害時優先電話の登録を受けておくとともに、運用方法等について習熟し、効果的な活用にも努める。

今後は、孤立の危険性の度合いを考慮しながら、住民から役場等への情報伝達・提供手段について検討していくとともに、孤立する可能性のある集落等に対し、非常時通信手段の確保を図る。

2 災害に強い道路網の整備

急峻な地形を切り開いて道路が建設されている地域などは、そのすべてについて完全な災害予防対策をとることは不可能であるが、次の事項に留意して対策を講ずる。

- (1) 代替路線のない道路を優先して災害予防対策を推進する。
- (2) 迂回道路としての町道、林道、農道の整備を推進する。

3 孤立予想地域の実態把握

- (1) 中山間地域などの集落のうち、道路交通等による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難又は不可能となるおそれがある孤立予想地域をあらかじめ把握しておく。
- (2) 平常時の行政活動を通じ、孤立予想地域における高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき住民の実態を把握しておく。
- (3) 観光地にあっては、孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握しておく。

4 自主防災組織の整備

大規模災害時には、人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、住民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。

したがって、区長を通じ、自主防災組織の組織化に努めるとともに、要配慮者等の把握と、日ごろの防災教育の推進を図る。

5 避難所の確保

孤立予想地区には、必ず一つは避難所があるように指定をし、避難所を確保しておく。また、その施設の安全性の確保については、十分な対策を講ずる。

6 備 蓄

- (1) 避難所等への分散備蓄について配慮する。

- (2) 住民に対し、それぞれの家庭において食料等の備蓄をしておくよう、指導・啓発を行う。
- (3) ホテル・旅館等宿泊施設の管理者及び別荘に対しては、滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を進めるよう指導する。

第14節 食料品等の備蓄・調達計画

総務課 保健福祉課 産業経済課

大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保する上で食料の調達・供給は重要である。このため、発災直後から被災者に対し円滑に食料の供給が行われるよう、非常用食料の備蓄並びに調達体制の整備を図っていく。

1 備蓄・調達体制の整備

- (1) 第1編第5節「被害想定」に示す被害想定結果や地域の実状等を勘案し、調理を要しないか、又は調理が容易で食器具等が付属した食料品を中心に非常用食料の備蓄を行い、必要に応じて更新する。
- (2) 数箇所に分散して備蓄するものとし、定期的に保存状態、在庫量の確認を行う。
- (3) 町は、備蓄に当たっては、アレルギーを持つ者や高齢者に配慮した食料の選定を行い数箇所に分散して備蓄するものとし、定期的に保存状態、在庫の確認等を行い、必要に応じて備蓄品の更新を図る。
- (4) 町は、県と備蓄品目及び数量の情報共有を図ることにより、災害時の備蓄食料の円滑、効率的な供給体制を整備する。
- (5) 町は、「長野県市町村災害時相互応援協定書」（資料2－2参照）等による他の市町村等からの災害時の食料調達体制を整備する。
- (6) 住民、企業等に対して、食料備蓄の重要性についての啓発を、防災訓練等の機会を通じて行う。
- (7) 町内の食料品小売業者等に協力を求め、災害時の食料品等調達体制の整備を推進する。

2 食料等の供給体制の整備

- (1) 救援食料の集積場所及び輸送方法を定めておき、必要に応じて施設の整備を行う。
- (2) 備蓄食料等を円滑かつ速やかに供給するため、災害の状況、避難所の開設状況、被災者数等を的確に把握できる情報収集体制を整備する。
- (3) 食料等の調達及び供給について、国、県、日赤奉仕団等及び地域住民の協力が得られる体制の整備を図る。
- (4) 食料供給を円滑に行えるよう、炊飯器具（なべ・かま）、食器類（茶わん・はし）、調味料（味噌・塩）等についても整備するよう努める。

3 住民等による備蓄

- (1) 自分の命は自分で守るという防災の基本どおりに、家庭においても、町備蓄食料や調達された食料が供給されるまでの間の当座の食料として、一人当たり最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料（乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なものが望ましい。）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄することを原則とする。
- (2) 高齢者用、乳児用等の食料品は、供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意するものとする。
- (3) 企業や事業所等においても、災害発生に備えて食料備蓄を行うよう努めるものとする。

第15節 給水計画

飲料水の備蓄については、緊急遮断弁により確保された配水池及び浄水池の貯留水並びにボトルウォーターとし、飲料水の確保については、取水可能な水源等にろ水器を設置する等により、調達体制を整える。また、各施設の維持管理に努めるとともに、常日ごろより水質等の検査を行い、災害時に備える。

このほか、町は被災を最小限に食い止めるため、事前に施設の災害に対する安全性の確保を進めるとともに、給水タンク等の確保を図り、飲料水の供給に備える。

また、本町での供給が困難な場合は、相互応援協定等により被災していない市町村からの応急給水の支援を受けて、飲料水の確保を図れるようにしておく。

1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備

- (1) 配水池等容量の増強、緊急遮断弁の設置、施設の災害に対する安全性の確保等の整備を行う。
- (2) 予備水源、予備電源の確保を行う。
- (3) プール等飲料水以外の貯水状況の把握を行う。

2 飲料水等の供給計画

- (1) 給水車の運行計画の策定等、給水体制の確立を図る。
- (2) 給水源の確保、供給量の見直しを行う。
- (3) 被災範囲、被災状況、給水拠点の想定を行う。
- (4) 給水車、給水タンク、ポリタンク、ポリ袋の確保を行う。

3 住民等による予防対策

- (1) ふろの残り湯の活用を習慣づける。
- (2) ボトルウォーター等による飲料水の備蓄に努める。
- (3) ポリタンク等給水用具の確保を行う。
- (4) 自家用井戸等について、その維持、確保に努める。

第16節 生活必需品の備蓄・調達計画

総務課 保健福祉課

災害時の生活必需品の確保については、住民自ら行うことが有効であり、住民の防災意識を高め、最低限の必需品については緊急用品として準備するよう普及・啓発に努める。各機関においても必要最小限の生活必需品については、備蓄を図る必要がある。

また、生活必需品の調達には流通業者等の協力が不可欠であり、緊急時の生活必需品の調達に関し流通業者等に協力を要請するとともに、調達可能な物資の量の把握を行い、調達体制の整備に努める。

1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備

- (1) 町人口の5%程度が、生活必需品等について自力で確保できない状況を想定して備蓄・調達体制を整備するよう努めるとともに、災害発生後の交通輸送機能マヒや孤立地域発生等を想定した備蓄・調達体制の整備を図る。
- (2) 「長野県市町村災害時相互応援協定書」（資料2-2）等による他の市町村等からの災害時の物資調達体制を整備する。
- (3) 町内流通業者等に対して、災害時における生活必需品の調達に関して協力を要請する。
- (4) 住民に対し防災思想の普及啓発を行い、住民自らの備蓄の促進を図る。

2 災害時の主な生活必需品

- ・寝具（タオルケット、毛布等）
- ・衣類（下着、靴下、作業衣等）
- ・炊事道具（なべ、包丁、卓上コンロ等）
- ・身の回り品（タオル、生理用品、紙おむつ等）
- ・食器等（はし、茶わん、ほ乳びん等）
- ・日用品（せっけん、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等）
- ・光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等）

3 生活必需品の供給体制の整備

- (1) 災害発生後に備蓄分の生活必需品の迅速な供給を行うため、被害状況に応じた調達必要数の把握方法を事前に整備する。
- (2) 輸送されてくる生活必需品の集積場所及び供給するための輸送手段の確保・整備を図る。
- (3) 災害時に生活必需品が備蓄分だけでは不足する場合、他の市町村等からの支援を要請することになるが、交通機能のマヒ等を想定した場合、周辺市町村に輸送・集積拠点としての役割を要請する必要があるため、事前の協議の中で調整する。

4 住民等による予防対策

町は、住民に対して、2に示した生活必需品のほか、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄を図り、避難に備え非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行うよう指導する。

第17節 危険物施設等災害予防計画

大規模災害等により危険物施設等に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、緩衝地帯の整備等、安全性の向上を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

1 危険物施設災害予防計画

(1) 規制及び指導の強化

ア 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、風水害等によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備等とするよう設置者（申請者）に対する指導を強化する。

イ 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、風水害発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。

ウ 立入検査等の予防査察においては、危険物施設の維持管理、安全管理状況などに重点をおいて実施する。

(2) 自主防災組織の整備促進

ア 緊急時における消防機関等との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。

イ 危険物施設の管理者等関係者を対象に講習会などの保安教育を実施する。

(3) 化学的な消火、防災資機（器）材の整備促進

多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図るとともに、化学消火剤を保有する危険物施設、民間業者等の実態の把握に努める。

また、危険物施設の管理者に対し、発災時における災害の拡大防止対策に必要な資機（器）材の整備、備蓄の促進について指導する。

(4) 相互応援体制の整備

近隣の危険物施設等との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立について指導する。

(5) 警察との連携

危険物施設の設置又は変更の許可をしたときは、警察に連絡をし、連携を図る。

2 その他危険物施設等災害予防計画

高圧ガス、毒物・劇物保管貯蔵施設等の実態を把握するとともに、佐久広域連合消防本部と協力して、関係機関、住民等に対して災害予防を指導徹底する。

第18節 上水道施設災害予防計画

建設水道課

水道施設・設備の安全性の確保については、施設の堅牢化、老朽施設の更新、改良を行うとともに、通常のメンテナンス体制の充実を図る。また、非常用施設・設備を常に正常に稼動できる状態に維持し、かつ、非常用施設・設備が被害を受けにくいものにすることが必要である。

- (1) 施設及び管路の強化、老朽管の布設替を積極的に実施し、伸縮継手等防災上有効な部品をできるだけ多く取り入れた工法により災害に備える。
- (2) 非常時において重要な役割を果たす施設・設備については、定期的な点検を実施し、非常時における作動確保を図る。
- (3) 発災時における職員の任務分担、配備、参集について事前に計画を定め、災害時の迅速な対応を図る。
- (4) 配水系統の相互連絡のブロック化を図る。
- (5) 水道事業者相互の水道連絡管の整備促進について検討する。
- (6) 応急復旧資材の備蓄を行う。
- (7) 水道管路図等の整備を行う。
- (8) 水質検査業務体制の確立
- (9) 非常用電源の確保（自家用発電機）

第19節 下水道施設等災害予防計画

下水道（汚水・雨水）、農業集落排水施設、浄化槽等（以下「下水道施設等」という。）は、水道、電気、ガス等と並び、住民の生活に欠くことのできないライフラインの一つであり、万一被災した場合においても、ライフラインとしての機能を確保できうる体制を整えておく必要がある。このため、施設の安全性の強化を図るとともに、被災時の緊急連絡体制の確立、応急資材の確保、復旧体制の確立を図る。

1 下水道施設・設備の整備及び安全性の確保

(1) 雨水排除整備の促進

「下水道計画」策定に当たり、必要な地域においては、公共下水道の排水区域としての位置づけや、雨水渠等による雨水排除を計画していく。

(2) 雨水流出抑制型下水道の整備

雨水型貯留施設や雨水浸透型排水設備の導入について、住民への啓発活動等を行う。

(3) 緊急連絡体制の整備

ア 災害時の対応を定めた業務継続計画や災害対策要領等を策定する。

イ 業務継続計画や災害対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していく。

ウ 復旧体制について、他の地方公共団体との広域応援体制、関係団体等との協力体制を確立する。

(4) 下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳の整備・充実

下水道台帳等を適切に調製・保管する。

また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるようにしておく必要がある。

(5) 管渠及び処理場施設の系統の多重化

必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

2 応急復旧体制の整備

(1) 災害対策要領等の整備

災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する。

(2) 協力体制の確立

ア 工事中の地質調査資料、工事施工業者及び電気機械施設業者名簿等を整備する。

イ 応急復旧に即応するため、土木・建築・機械及び電気の各施工業者並びに機械納入業者等からなる動員・協力体制を整備確立する。

ウ 他の地方公共団体との広域応援体制について整備する。

(3) 復旧用資材等の確保

下水道の機能を緊急的に確保するため、発電機、ポンプ等の緊急用、復旧用資材を計画的に購入、備蓄する。

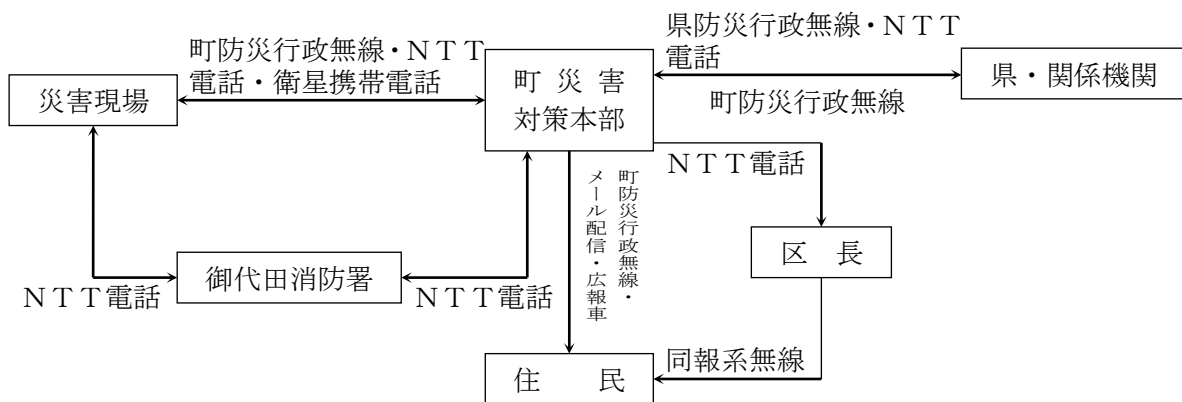
第20節 通信施設災害予防計画

災害時には、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大・集中などにより通信回線が一時的に利用不能となるおそれがある。このため、被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器の整備及び運用体制の確立に努める。

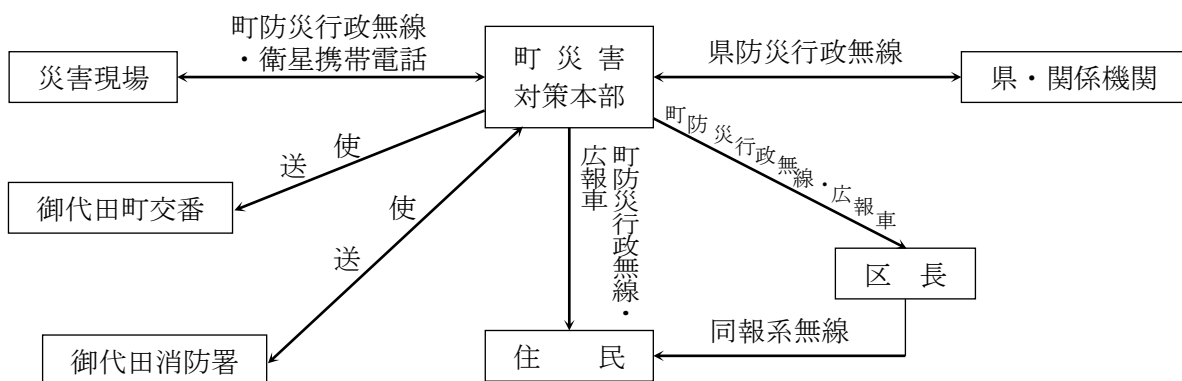
1 災害通信系統

災害時の情報伝達システムは、次のとおりとする。なお、あらかじめ関係機関と協議して定めておき、その優先使用を確保しておくものとする。

(1) 通常の災害（NTT電話等が使用できる場合）



(2) 大規模災害（NTT電話が使用できない場合）



2 災害通信施設の整備充実

(1) 有線通信施設

次に掲げる事項について、必要な措置を講ずる。

ア 施設の災害予防

- (7) 設置については、災害時に最も被害が少ないと思われる建物及び取付位置を選定する。
- (4) 有線通信施設のうち、庁舎その他建物の内部の施設については、常に動作状況を監視するとともに、定期的に必要な訓練を行う。

(ウ) 転倒が予想される機器は、壁面及び床面に固定する。

イ 施設の点検整備

(ア) 停電時に備え、予備電源として自家発電装置を設置する。

(イ) 定期的に線路、機器、電源等の動作状況、通話試験及び機能の良否を点検する。特に梅雨、台風期には点検を強化する。

(ウ) 不良箇所発見の場合は、即時修理を行い、整備する。動作状態、老化状況等を常に監視して、使用可能な状態に整備する。

(2) 無線通信施設

次に掲げる事項について、必要な措置を講ずる。

ア 施設の災害予防

(ア) 災害時には、経験豊富な無線従事者を優先的に配置するよう配慮する。

(イ) 基地局は停電に備え、自家発電及び蓄電設備を設置するよう配慮する。

(ウ) 移動局（車両搭載）は、各局ごとに使用可能な状態にするため、蓄電及び充電点検を行う。

(エ) 移動局（携帯用）は、各局ごとに予備電源及び充電点検を行う。

イ 施設の点検整備

(ア) 送受信装置、電源設備、空中線の点検及び清掃

(イ) 送受信装置各部の電圧電流及び各コネクタ等の動作点検及び空中線電力及び受信感度等の性能試験

(ウ) 発動、発電機の動作点検、性能試験及び燃料点検

(エ) 空中線の絶縁

(オ) 予備品の点検

3 県防災行政無線の維持管理

(1) 維持管理

県をはじめ防災関係機関と災害時における迅速かつ的確な情報の収集・伝達を行うため、統制管理者による保守点検への協力、通信訓練への参加等により、無線機器の維持管理に努める。

(2) 県防災行政無線の活用

県防災行政無線には次のような特長があり、これを平常時から有効活用し、災害時のスムーズな運用を図る。

ア 回線統制

非常災害時には県庁（統制局）で通信の統制を行う。支部局と統制局間のホットラインの開設など即時に防災体制に切り替えることができる。

イ 一斉通報（音声又はEメール）

統制局及び支部局からはもちろん、気象台からも一斉通報が行え、気象予警報等の迅速な伝達が可能である。

ウ テレビ会議

非常災害時には県庁等とのテレビ会議が可能である。

4 電信電話施設災害予防

電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供ができるよう、東日本電信電話(株)との連携を図る。

5 C A T V網の活用

C A T V網での情報伝達機能は無線設備と異なり、雑音等の障害がなく鮮明な音声や文字・映像での情報提供ができるため、ケーブルの切断等により情報伝達が行えない場合以外はC A T V網を積極的に活用し、平常時にも自主放送等を実施し、災害時にもスムーズな情報伝達を図る。

6 道路埋設通信施設災害予防

架空の通信ケーブルは、台風などの強風により倒壊するおそれがあり、倒壊した場合には、交通を遮断し、緊急車両の通行や資材の搬入に支障をきたす。

したがって、道路管理者は、通信事業者等と調整のついた箇所より、電線共同溝又は、共同溝の整備を行い、通信ケーブルの地中化の推進を図る。

7 コミュニティFMの活用

コミュニティFMでの情報伝達は、範囲が限られるものの、ケーブルの切断により情報伝達ができなくなるおそれがないことと、住民が直接情報を得ることができるため、積極的な活用を図る。

8 みよたメール配信サービスの活用

気象庁から気象警報以上の情報を住民に自動的に配信するシステムである。

町は緊急時の情報伝達手段として有効に活用する。

9 緊急速報メールの活用

(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)の3キャリアと契約し、避難勧告等の緊急情報を発信する際の情報伝達手段として有効に活用する。

第21節 災害広報計画

総務課

災害発生時に有効な広報活動を行うための体制づくりを事前に行っておく必要がある。そのためには、住民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を行っておく必要がある。

1 被災者への情報の提供体制

広報活動による的確な情報提供は、住民が自ら応急対策を実行する上での基本となるものであり、次の点についてあらかじめ体制を整備しておく。

- (1) 住民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファックスを設置し、職員が専属で対応できるよう体制の整備を図る。
- (2) 地域に密着した情報を提供するため、報道関係者と協力関係の構築を図る。
- (3) 長野県防災情報システム、町のホームページ等を利用し、住民に対して各種の情報を提供できる体制の整備を検討する。
- (4) 住民に対して各種の情報提供を行うため、県及び大規模災害ラジオ放送協議会と体制の整備・確認を行う。
- (5) (4)のほか、住民に対して各種の情報提供を行うため、県及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努める。

2 報道機関への情報提供及び協定

- (1) 災害発生時には、報道機関から電話、直接のインタビュー等により取材の要請が予想されるので、情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておく。
- (2) 取材の対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制を構築する。
- (3) 災害発生時に放送要請の必要な事態が生じた場合に、速やかに行えるよう、放送要請の方法についての確認、訓練等を行う。

第22節 土砂災害等の災害予防計画

土砂災害等の未然防止と被害を最小限にとどめるため、町は、平常時から危険箇所を把握し、防災パトロールの強化を図るとともに、総合的・長期的な対策を講ずる。

特に、近年要配慮者利用施設が土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、これらの施設が所在する土砂災害警戒区域等については、特に万全の対策が必要とされる。

また、土砂災害のおそれのある区域への宅地開発を抑制し、土砂災害のおそれのある区域からの住宅移転希望者を支援するよう努める。

1 地すべり対策

県と協力し、未指定の地すべり危険箇所に対し、地すべり防止区域の指定を促進する。また、地すべり危険箇所を住民に周知する。

2 山地災害危険地対策

町は、町域の山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区（資料15－4 参照）・崩壊土砂流出危険地区（資料15－5 参照）・土砂崩壊危険箇所（資料15－6 参照））について、毎年県が実施している見直し調査に協力し、その調査結果を治山事業に反映させていく。

3 土石流対策

- (1) 町は、住民に対して土石流危険渓流の周知を図る（資料15－1 参照）。
- (2) 町は、県と連携して、土砂災害警戒区域（土石流）等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害警戒区域等として指定された地域の住民に指定の状況、気象警報・注意報等の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を周知するため、これらの事項を記載した印刷物（土砂災害ハザードマップ等）を配布する。また、住民も土石流による災害に対して知識を深め、自らの責任として平常時より避難施設や複数の避難路を確認するなど、減災に努める。
- (3) 町は、土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害警戒区域等として指定された箇所での土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は指示（緊急）を行えるよう、発令基準及び伝達方法等の整備を推進する。
- (4) 町は、土砂災害警戒区域等として指定された箇所の減災対策を推進するため、砂防指定区域の指定や対策工事の推進を国や県に要請し、砂防事業の推進を図っていく。

4 急傾斜地崩壊防止対策

- (1) 町は、住民に対して急傾斜地崩壊危険区域の周知を図る（資料15－2 参照）。
- (2) 町は、県と連携して、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害警戒区域等として指定された地域の住民に指定の状況、気象警報・注意報等の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合

の避難施設に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を周知するため、これらの事項を記載した印刷物（土砂災害ハザードマップ等）を配布する。また、住民も土石流による災害に対して知識を深め、自らの責任として平常時より避難施設や複数の避難路を確認するなど、減災に努める。

5 泥流対策

(1) 現状及び課題

本町は、火山により生成された軟弱な地盤の地域（火山地域）が広く分布しており、それら泥流の発生しやすい地域では降雨による土砂災害が懸念される。

このため、町は、危険区域等について住民に周知するとともに警戒避難体制の確立を図る。

6 要配慮者利用施設が所在する土砂災害危険・注意・準用区域対策

急しゅんな地形が多い町内においては、要配慮者利用施設が土砂災害危険・注意・準用区域内に立地する場合も考えられる。

これらの地域については、要配慮者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂対策の実施が必要である。

- (1) 町は、防災マップや研修会等の機会を通じて、要配慮者利用施設の管理者及び住民に対して災害危険箇所等の周知を図っていく。
- (2) 要配慮者利用施設周辺の自主防災組織や近隣居住者等の協力を得た避難誘導・搬送体制の整備について、関係機関と調整を図り、その推進に努める。
- (3) 町は、要配慮者利用施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。
- (4) 梅雨時期や台風時期前に、要配慮者利用施設の管理者とともに、周辺の危険箇所のパトロールを行い、周辺の状況を把握することに努める。

7 住民への周知

町は、住民に対して、土砂災害全般に対する知識、危険箇所の性質、土地の保全義務、異常（前兆）現象、土砂災害警戒情報、その他注意事項を啓発するため、次のような措置をとる。

- (1) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定める。
- (2) 土砂災害危険箇所及び指定緊急避難場所等の防災情報を掲載した土砂災害ハザードマップ等を作成し、各世帯に配布する。
- (3) 土砂災害を想定した防災訓練を実施する。

8 土砂災害警戒区域等の対策

- (1) 土砂災害特別警戒区域については、次の措置をとる。

ア 建築基準法に基づく建築物の構造規制

イ 勧告による移転者又は移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保

- (2) 土砂災害警戒区域については、次の措置をとる。

ア 土砂災害警戒区域ごとに以下の事項について定める。

- (7) 土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法

- (イ) 指定緊急避難場所及び避難路
- (ロ) 土砂災害に係る避難訓練に関する事項
- (ハ) 警戒区域内にある要配慮者利用施設の名称及び所在地
- (ニ) 要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項
- (ホ) 救助に関する事項
- (ヘ) その他警戒避難に関する事項

イ 区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な事項を記載したハザードマップ等を作成し、それらを住民に周知する。

ウ 土砂災害警戒区域等に、要配慮者利用施設の新築等は、原則として行わないものとするが、やむを得ず当該施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対し、警戒避難体制等に関する事項について町、県等に助言を求め、施設責任者の責任において必要な計画を策定する。

第23節 建築物災害予防計画

建設水道課 教育委員会

強風又は出水等による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、強風による落下物、転倒物の防止対策及び敷地の安全性の確保・建築物の浸水対策を講ずる。

1 建築物の風害対策

- (1) 公共建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための点検を実施し、必要に応じて改修を行う。
- (2) 一般建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行う。
- (3) 道路占用物については、落下・転倒防止のための指導を行う。
- (4) 落下物、屋外設置物による被害の防止対策について普及・啓発を図る。
- (5) 町は、住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

2 建築物の水害対策

- (1) 出水によるがけ地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域について、建築等の制限を行う等指導する。
- (2) がけ地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図る。

3 文化財の風水害予防

教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

- (1) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。
- (2) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。

4 住民等による予防

- (1) 出水時における建築物の被害を防止するため、土地の状況等に応じ盛り土等の必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 宅地は脆弱な斜面を削って造成しないよう留意する。
- (3) 文化財の所有者は、防災管理体制及び防災設備の整備に努め、自衛消防隊の確立を図る。

第24節 道路及び橋りょう災害予防計画

風水害で生ずる道路及び橋りょうの機能障害が災害応急対策活動等の妨げにならないよう、風水害に強い道路及び橋りょうづくりを行い安全性の確保を図るとともに、被災後の応急・復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整備し、平常時より連携を強化しておく必要がある。

1 災害に強い道路及び橋りょうの整備

(1) 町道等の整備

町の道路整備計画に基づき実施する道路及び橋りょうの新設、架替、改良等の対策の中で、安全性に配慮し、風水害に対する強化を図る。

(2) 施設の点検整備

各施設の風水害に対する安全性の点検を実施し、緊急度の高いものから順次整備するとともに、県等関係機関へ整備について要望していく。

(3) 協力体制の整備

道路及び橋りょうが被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要があるが、町単独では対応が遅れるおそれがあるため、県、警察署、建設業協会等との事前の協力体制の整備に努める。

また、災害時の道路規制情報等について、県及び関係機関との情報共有体制の整備に努める。

(4) 危険防止のための事前規制

気象・水象情報の分析により、町管理の道路及び橋りょうに風水害の危険性が予想される場合、佐久警察署等関係機関と連携し、危険防止のため事前の通行規制を実施し、未然に人的・物的被害を予防する。

2 避難路・緊急道路の整備

(1) 街路の整備

ア 中心部の避難場所へつながる道路の整備

イ 災害応急対策活動の拠点となる公共施設周辺の道路の整備

(2) 既存道路の対策

既存の道路は、緊急物資の輸送路及び避難路として重要であるので、道路改良、道路法面保護、橋りょう取付部強化による落橋防止等の事業を推進する。特に、山間部の幹線道路については、法面の崩壊対策、地すべりの対策等を十分に行い、災害による地区の孤立を防ぐ。

(3) 幹線道路の整備

街路事業及び道路新設改良事業を積極的に推進し、沿道に障害物の少ない広幅員道路を整備し、避難路及び緊急道路として活用できるようにする。

(4) 通報制度

主要路線沿いの危険箇所については、付近住民による通報制度の導入を検討する。

第25節 河川施設等災害予防計画

過去の災害の実績や堤防の強度等を勘案して、特に注意を必要とする地域として指定されている重要水防区域（資料6－1参照）を中心に堤防等の点検を行い、安全性の向上を図るため河川の整備を行うとともに、未改修河川の整備を進める。また、森林の保水機能を高めることが、下流域での水害防止に役立つため、治山事業を推進する。

1 県管理河川の災害予防

県管理の1級河川（湯川、濁川、繰矢川）は、住宅地や農地の中を流下しているため、洪水が発生した場合に影響が大きい。そこで、緊急性の高い箇所から順次河川改修が進められているが、更に要改修箇所の要望をするなど関係機関と連携して安全性の確保に努める。

2 町管理河川の災害予防

町管理の準用河川（久能沢川、滝沢川、重の久保川）については、流域の住宅地開発等により水害危険度が高まっているため、流域開発が進んだ箇所から優先的に改修事業を実施していく。

3 ダム施設災害予防

ダム管理者は、ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し異常がないことを確認するものとする。また、定期点検を行いダム及び貯水池の維持管理に努める。

4 治山対策

- (1) 本町の山間部は、中小河川の水源地となっているため、森林の保水機能を高めることが、下流域での水害防止に役立つ。このため、伐採場所については、早期植林・補植を行い、山地土砂の流失等の防止に努める。
- (2) 保安林の指定申請及び保安林としての機能が低下している箇所の造林、治山事業を推進する。

第26節 ため池災害予防計画

産業経済課

町内には、老朽化したため池があるが、洪水等により、万一、これらが決壊した場合、下流の農地・人家・公共施設等にも少なからず被害が及ぶおそれがある。

このため、町は、被害発生を未然に防止するために、定期的な点検等により、現状を把握するとともに、必要に応じて補強工事等を実施する。

1 施設の管理等

- (1) ため池の規模、施設の構造及び下流の状況等について台帳整備を行い、県に報告するとともに、適時、確認する。
- (2) 必要に応じ、土のう、杭等の応急資材を準備する。
- (3) 豪雨の発生が予想される場合には、事前に巡回点検を実施する。

〔管理団体〕

- (1) 災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、直ちに町に緊急連絡ができるようにする。
- (2) 適時、巡回点検を実施し、施設の状況について調査するとともに、町に結果を報告する。

第27節 農林産物災害予防計画

風水害による農林産物関係の被害は、水稻、果樹、野菜等の冠水・倒伏による減収、水田等の流失、ハウス等生産施設の損壊や立木の倒壊・流失が予想されるとともに、農作物の病害虫発生や生育不良、家畜の斃死被害なども予想される。

町は、これらの被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、適地適木の原則を踏まえた森林の整備等を推進する。

1 技術対策

(1) 農産物災害予防計画

農業改良普及センター、農業協同組合等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。周知すべき作物別の主な予防技術対策は次のとおりである。

ア 水稻

- (7) 強風が予想される時は、水田はなるべく深水にし、倒伏予防を図る。
- (4) 水路の流れを良くし冠水を抑えるため、清掃及び障害物の除去に努める。

イ 果樹

- (7) 防風林又は防風施設を設置し、被害の未然防止に努める。
- (4) 支柱、トレリス、果樹棚等の補強をし、枝折れ、落果被害の防止に努める。
- (7) 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、冠水防止に努める。

ウ 野菜及び花き

- (7) 支柱のある作物は、支線の補強、防風ネットの設置等により未然防止に努める。
- (4) ハウスは、破損部の修理、支柱等の補強により倒壊を防ぐとともに、周囲に排水溝を設置し、冠水防止に努める。
- (7) 風速30m／秒以上の強風が予想される場合は、支柱をねかせ、被覆フィルムは取り外す。
- (7) 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、冠水防止に努める。

(2) 林産物災害予防計画

ア 災害による立木の倒壊防止のため、町森林整備計画に基づき、適地適木の原則を踏まえた健全な森林づくりを推進する。

イ 壮齢期の森林にあっては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導する。

ウ 県と連携し、林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。

2 気象災害対策

(1) 凍霜害対策

町は、農林産物を凍霜害から未然に防止するため、みよたメール配信サービスにより関係者に情報を提供する。

(2) その他の気象災害対策

干害・風水害・雪害・寒害等についても予知に努めるとともに、規模・程度等に応じた対策の早期徹底に努める。

3 農業用施設の整備

町及び関係機関は、農地の災害を未然に防止するため、大雨等の際には連絡を密にし、協力体制をとるとともに、次のような施設の整備を行う。

(1) 農用施設

ハウス、農舎、畜舎、共同利用施設等の災害を最小限に防止するため補強の措置を図る。

(2) 資材の確保

ア 防除器具の確保

(7) 町及び農業協同組合等は、町内の病虫害防除器具並びに災害防護器具を点検整備し、災害時に円滑に使用できるようにする。

(4) 町内の防除器具では対応できない大規模な災害に備え、県や他市町村への応急対策用資材の要請体制の確立を図る。

イ 薬剤等

災害の発生が予測される場合は、薬剤等が迅速に確保されるよう農業協同組合等を通じて必要量の備蓄を行う。

ウ 飼料

災害に備え、農業協同組合等を通じ最低数日間の飼料の備蓄を推進する。

(3) 農 地

農産物の安全生産及び生産性向上のため、圃場の改良等を行うとともに適切な維持管理に努める。

(4) 用排水路

農業用かんがい排水路、工作物等については、日ごろから当該管理者が点検を行うとともに、未改良箇所改良、雑草・雑木の刈取り及び塵埃・土砂等障害物の除去を行う。

(5) 農林道

適時巡視を行うとともに危険箇所を発見した時は、直ちに修繕するほか、農林道の新設及び改修事業を推進する。

第28節 二次災害の予防計画

総務課 産業経済課 建設水道課
消防課

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また、二次災害が発生する場合もあり、関係機関の平常時からの体制の整備が不可欠である。

また、倒木の流出による二次災害の危険性もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。

1 構造物に係る二次災害予防対策

- (1) 林道については、土砂崩落危険箇所の改良及び危険を周知するための標識の設置を推進する。
- (2) 重要施設についてはあらかじめ位置等を十分把握しておくとともに、施設の点検作業が速やかに実施できる体制を整備しておく。
- (3) 被災時に落石等の状況や盛土、トンネル及び橋りょう等の点検が速やかに実施できるようあらかじめ体制を整備しておく。
- (4) 町は、被災時に建築物の応急危険度判定を行う判定士の受入体制を整備する。

2 危険物施設等に対する二次災害予防対策

(1) 危険物関係

佐久広域連合消防本部の指導・協力を得て、消防法に定める危険物施設の二次災害の発生及び拡大を防止するため、次に掲げる対策を実施する。

ア 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施

イ 立入検査の実施等による指導の強化

ウ 防災応急対策用資機材等の整備についての指導

エ 自衛消防組織の強化についての指導

オ 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

(2) その他

高圧ガス、液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵施設等の二次災害の防止活動については、佐久広域連合消防本部及び関係機関と協力して、施設管理者等に対して指導を徹底する。

3 倒木の流出対策

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋りょう等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合があるため、次に掲げる事項を事前に把握し、住民への周知、警戒避難体制の整備に努める。

- (1) 橋りょうの高さ、河川の幅、水の流れ方、河川の勾配、河川の段差等を地域ごとに調査し、事前に把握する。
- (2) 現在工事中の箇所及び危険箇所等、二次災害の発生が考えられる箇所を事前に把握する。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性がある。二次災害予防のため、それら災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できるよう体制を整えておく。また、同時に、情報収集・警戒避難体制の整備も図る。

第29節 防災知識普及計画

総務課 町民課 保健福祉課 消防課 教育委員会

「自分の命は自分で守る」のが防災の基本であり、町、県及び防災関係機関による対策が有効に機能するためには、住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には自らの安全を守る行動をとることができることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される大規模災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。このため、町は、災害文化の伝承や体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努める。

1 住民等に対する防災知識の普及活動

災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対してはどのような配慮が必要かなど、災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめる上で重要である。

現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組みや、広報活動がなされているが、今後は、防災マップの作成・配布等の、より実践的な活動が必要である。また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。

(1) 県が実施する計画

ア 住民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。

- (7) 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (4) 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- (7) 警報等や、避難勧告・避難指示（緊急）等の意味や内容
- (エ) 警報等発表時や避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令時にとるべき行動
- (カ) 台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識
- (カ) 「自分の命は自分で守る」という「自助」の防災意識
- (キ) 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
- (ク) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動に関する知識

- (ケ) 正確な情報入手の方法
- (コ) 要配慮者に対する配慮
- (ク) 男女のニーズの違いに対する配慮
- (ク) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (ス) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (セ) 各地域における緊急避難場所及び避難経路に関する知識
- (ソ) 避難生活に関する知識
- (タ) 平常時から住民が実施し得る、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平常時からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (チ) 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について
- (ツ) 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて

イ 避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、町が行う印刷物（ハザードマップ等）の作成配布について協力する。

ウ 企業等に対しても地域社会の一員として研修会、講演会等への参加を呼びかける。

(2) 町が実施する計画

ア 前記(1)アの事項に加え、次の事項について防災知識の普及を図るものとする。

- (ア) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (イ) 各地域における指定緊急避難場所、指定避難所等に関する知識

イ 防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成配布し、徹底した情報提供を行う。

- (ア) 浸水想定区域については次の事項を記載した洪水ハザードマップを住民等へ配布する際に、河川近傍や浸水深の大きい区域について「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。また、ホームページ等での情報提供も行う。

a 避難の確保を図るため必要な事項

b 要配慮者が利用する施設で特に必要な施設の名称及び所在地

- (イ) 土砂災害警戒区域等については、次の事項を記載した防災マップを作成し、住民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行う。

a 土砂災害に関する情報の伝達方法

b 指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項

c その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項

- (イ) 山地災害危険地区等の山地災害に関する情報提供を行う。

ウ 上記の防災マップ、地区別防災カルテの配布に当たっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定する。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、旅館・ホテル、駅、

大規模小売店舗等不特定多数の者が利用する施設の管理者の発災時の行動の適否は非常に重要である。

したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

- (1) 町において管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。
- (2) 防災上重要な施設等に対しては、適切な時期をとらえて、災害時における配慮すべき事項等について指導するなど、防災意識の普及徹底に努める。

3 学校における防災教育の推進

小学校、中学校、幼稚園及び保育園（以下、この節において「学校等」という。）において幼児及び児童生徒（以下、この節において「児童生徒等」という。）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成する上で重要である。

そのため、学校における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学級活動等をとおして、防災教育を推進する。

- (1) 学校等においては、大規模災害にも対応できるように町その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努める。
- (2) 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、安全に行動できる態度や能力を養う。

ア 防災知識一般

イ 避難の際の留意事項

ウ 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法

エ 具体的な危険箇所

オ 要配慮者に対する配慮

- (3) 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

4 町職員に対する防災知識の普及

町は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても、次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。

- (1) 自然災害に関する一般的な知識
- (2) 自然災害が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (3) 職員等が果たすべき役割（災害対策本部の組織及び事務分掌の周知、夜間・休日等における動員計画及び配備体制等の周知）
- (4) 自然災害対策として現在講じられている対策に関する知識
- (5) 今後自然災害対策として取り組む必要のある課題

なお、前記(2)及び(3)については、毎年度町所属職員に対し、十分に周知する。

また、各課等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれ定められた事項について職

員の教育を行う。

5 防災知識の普及における要配慮者等への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

6 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

過去に起こった大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。

第30節 防災訓練計画

全 課

災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害発生時に適切な行動をとることが必要であり、そのためには日ごろからの訓練が重要である。発災時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。

町は、県及び防災関係機関と連携し、災害発生時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との協調体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。

1 防災訓練の種別

(1) 総合防災訓練

防災関係各機関合同の訓練とし、災害時における消防、救出、救護、避難、通信、道路復旧等の効果的方策を検討するとともに、住民、事業所、学校等の参加を求め、災害時における避難、初期消火などを体験できる実践的な訓練とする。

ア 実施時期

防災週間中に実施する。

イ 実施場所

町内全域において行うが、訓練効果を考慮し、災害発生のおそれのある地域において実施する。

ウ 実施方法

町、県、県警察、指定地方行政機関、陸上自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び地元住民が参加して(2)のアからオまで及びケ、コに定める訓練を中心として、あらかじめ災害の想定を行い、予想される事態に即応した応急活動を実施する。

(2) その他の訓練

ア 水防訓練

訓練効果を考慮し、風水害の発生が予想される時期前に実施する。

(7) 佐久建設事務所の協力を得て、土石流災害の基礎知識や気象天気図の知識等水防知識の習得を図るとともに、重要水防区域や水防上重要な施設について周知徹底を図る。

(4) 消防団による水防工法の実地訓練を行う。

イ 消防訓練

消防活動の円滑な遂行を図るため、次の訓練を行う。

(7) 夜間、冬期、水利確保が困難な地域等様々な条件下での出動訓練、火災防御訓練

(4) 消防団幹部による図上想定訓練

(7) 佐久広域連合消防本部と消防団との合同訓練

(エ) 住民による初期消火訓練

ウ 災害救助・救護訓練

救助・救護を円滑に遂行するため、防災関係機関と連携して、あらかじめ災害の想定を行い、次の訓練を実施する。

(ア) 医療救護・人命救助訓練

(イ) 炊き出し訓練

(ウ) 給水訓練

エ 通信訓練

災害時に円滑な防災関係機関間の通信が行えるよう、次の訓練を実施する。

(ア) 非常通信協議会等の協力を得た防災相互波による遠隔地からの情報伝達、感度交換訓練

(イ) 町防災行政無線の可搬局との定期的な感度交換訓練

(ウ) 佐久広域連合消防緊急情報システムの一環である広域消防と消防団を結ぶ無線の通信訓練

(エ) 「長野県防災行政無線運用規定」に基づいた通信訓練

オ 避難訓練

(ア) 総合防災訓練等において、各地域内で予想される災害（洪水、土石流、山崩れ、地すべり、崖崩れ等）を想定し、その災害における避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の迅速化及び円滑化のため地域内での避難経路、避難場所での訓練を実施する。その際、要配慮者に配慮した訓練となるよう努める。

(イ) 学校、事業所等において、建造物内の人命保護等を目的とした避難訓練を随時実施する。

カ 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

(ア) 災害時における職員の迅速かつ円滑な活動体制の確立を図るため、町災害対策本部の組織編成に基づく本部の設置運営訓練を行う。

(イ) 被害状況を図面上で想定した本部員による図上訓練の実施について検討する。

(ウ) 抜き打ち的な職員非常参集訓練の実施について検討する。

キ 情報収集及び伝達訓練

災害時における情報の収集及び伝達が迅速かつ的確に実施できるよう、次の訓練を行う。

(ア) あらかじめ想定した被害に応じた各部・班の情報収集訓練

(イ) 住民等への情報伝達、避難誘導訓練

ク 警備及び交通規制訓練

県警察は災害時における警備活動及び交通規制が的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により警備及び交通規制訓練を実施する。

ケ 広域防災訓練

災害時に、広域応援協定の内容が的確に実行され、かつ、協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練の実施について検討する。

コ 複合災害を想定した訓練の実施

地域特性に応じた複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が

複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した机上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

サ 火山防災協議会は、登山者等を想定した訓練を実施し、宿泊施設、観光施設、交通施設等の訓練への参加についても推進するとともに、訓練により明らかとなった課題等について、避難計画に反映させる等、訓練を通じて火山防災対策の充実を図る。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

訓練の実施に当たっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をし、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。また、次回以降の参考とするとともに防災計画、防災体制の見直しを図るため、訓練実施後に訓練成果をとりまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる。

(1) 実践的な訓練の実施

ア 訓練の目的を具体的に設定する。

イ 被害の想定（地震の場合は規模を含む。火山災害の場合は、噴火シナリオや火山ハザードマップ等を活用する。事故災害の場合は事故の想定を含む。）を明らかにする。

ウ 避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行う。

エ 参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとする。

オ 災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

カ 学校、自主防災組織、民間企業、地域住民等の地域に関係する多様な主体とも連携した訓練となるよう努める。

(2) 訓練の事後評価

ア 防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善するとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

イ 必要に応じて他の関係機関へ要望を行う。

3 住民等の参加

(1) 住民は、町及び県等防災関係機関が実施する訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

(2) 企業、事業所、学校等においても、定期的に訓練を実施するとともに、各種の訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

第31節 災害復旧・復興への備え

全 課

災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるとともに、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の充実に努める。また、災害発生後、円滑で迅速な復興活動を行うため、町は、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制を整備する。

なお、災害対策及び災害復旧のための財源の確保を行い、的確な運用を図る。

1 災害廃棄物の発生への対応

- (1) 災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努める。
- (2) 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の充実に努める。また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図る。
- (3) 災害廃棄物対策指針等に基づき、県の災害廃棄物処理計画と整合した災害廃棄物処理計画を策定する。
- (4) 発災時に、適正かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。
- (5) 県と連携し、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

2 データの保存及びバックアップ

災害からの復興には、戸籍、住民情報（住民基本台帳）、不動産登記、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面、情報図面等のデータが必要となる。

町は、これらのデータが、災害により消失しないように、また消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う。

(1) データの保存

あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておく。

(2) バックアップ体制の整備

資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。また、町で保管している図等の写しを被災から回避するための手段を講ずる。

3 り災証明書の発行体制の整備

町は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入態勢の構築等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、効率的なり災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

4 基金の積立

災害時に備え、財政調整基金の維持、運用を図る。

第32節 自主防災組織等の育成に関する計画

総務課 消防課

災害発生時に、被害の防止又は軽減のために、住民の自主的な防災活動が自治体や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。

また、自主防災組織の平常時における活動を通じた地域の連帯感の強化も期待され、今後自主防災組織の結成及び育成を積極的に行っていく必要がある。

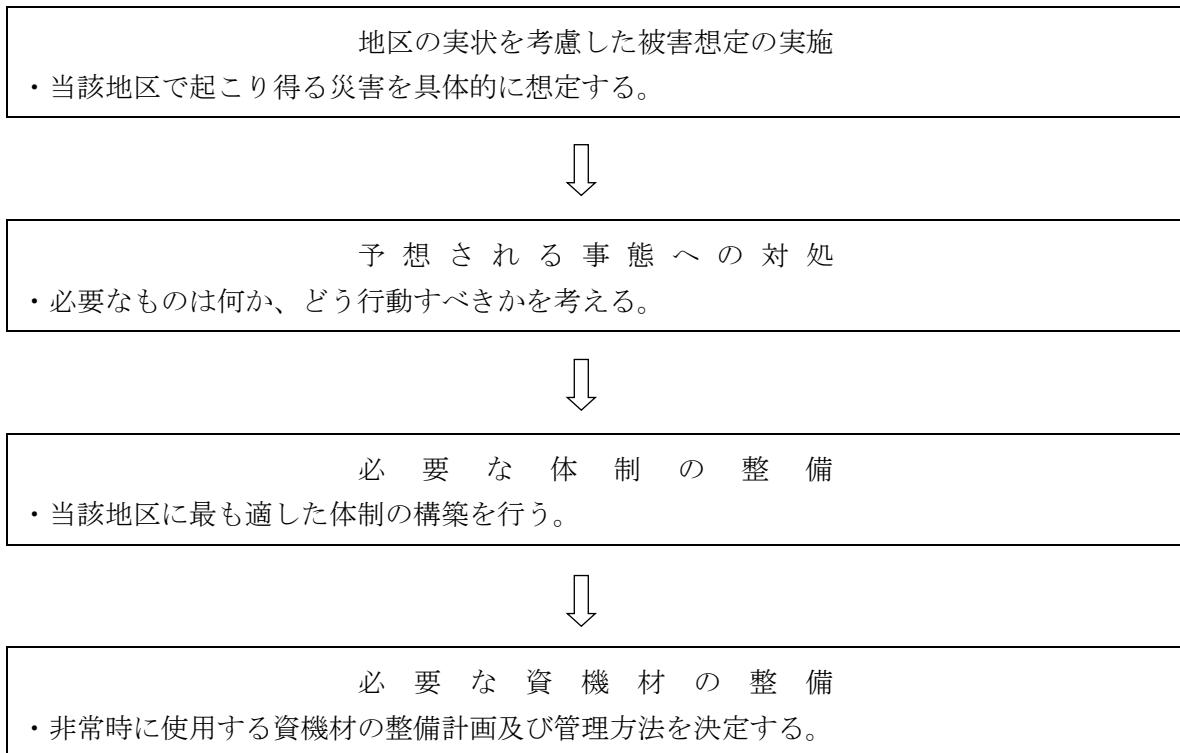
1 地域住民等の自主防災組織の育成

町は、防災知識の普及・啓発活動と併せて自主防災組織の結成への働きかけを行うとともに、事業所等に対しても防火管理者を主体にした防災組織の結成を呼びかける。

2 防災マニュアルの作成

災害は、種類、規模、発生場所及び発生時期等により、その態様が全く異なるため、係編成及び役割については各地区で協議を行い、必要により改正を行う。その際、職員及び消防団員は、積極的に協力する。

また、各地区で地区の実状に合った防災マニュアルの作成を図るものとし、作成については、地区内に消防団、医師、看護師等の専門家（若しくはOB）が在住しているかを確認の上、おおむね次のような段階を重ね、協議を行う。



（注） 「地区の実状」とは、次のとおりである。

- （1） 自然的条件（地形、地質）

- (2) 年齢別、職業別人口構成
- (3) 通勤者数、在宅者数
- (4) 病人、高齢者、乳幼児、児童生徒などの数
- (5) 消防施設（防火水槽、消防ポンプ、消火器）
- (6) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路
- (7) 危険箇所（ブロック塀、老朽家屋、危険物施設等）
- (8) 医療施設

3 住民組織の協力

区等住民組織は、その地域に災害が発生した場合において隣保協同の精神にのっとり、災害拡大防止及び人命の保護等その地域における公共的な業務に協力できる体制づくりに努める。

4 活動環境の整備

町は、コミュニティ助成事業等を推進し、自主防災組織の資機材の整備を進めていくとともに、自主防災組織が活動する場を確保するため、既存の施設（公園、広場等）を活用し、防災活動の拠点としての整備を進める。

5 組織の活性化

災害発生時に活発に行動ができる自主防災組織にするためには、組織をいかに活性化していくかが課題となる。組織の活性化を図るため、リーダー等に対する教育、研修を実施するとともに、青年層や女性など多様な主体の組織への参加を促進し、組織の活性化を図るとともに、地域住民に対して自主的な防災活動の普及拡大を図る。

また、県が開催する研修等に参加し、自主防災組織等に対して育成強化を図ることができる体制づくりを進める。

6 自主防災組織相互の連携

- (1) 地域の自主防災組織間及び事業所等の防災組織・防犯組織等との連携を図るため、協議会等を設置し、相互の連絡応援体制を確立するよう指導する。
- (2) 地域の自主防災組織の活動実態を把握し、地域の課題や防災活動の活性化を図り、発災時に機能する組織作りを推進する。
- (3) 自主防災組織と消防団の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

第33節 企業防災に関する計画

総務課 産業経済課

企業は、災害時、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。

各企業において、これらの重要性を十分に認識し、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。

また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進するものとする。

1 現状及び課題

災害の発生時には、社屋や設備等の被災により企業活動が停止する可能性がある。活動停止から復旧に至るまでは、ある程度日数を要することが予想され、企業の経済的損失や地域経済に与える影響も大きくなる。また、火災、建築物の倒壊、薬液の漏洩などは周辺地域に与える影響も大きく企業の社会的損失も大きい。企業は、企業活動が停止したり、二次災害が発生することのないよう、あらかじめ各種災害に対処する企業の防災体制を充実する必要がある。

また、火災や建物倒壊、洪水などによる被害の拡大防止を図るためには、地域住民等による自主防災活動が重要であることから、企業においても地域の一員として地域住民と共に積極的に防災活動に参加し、地域に貢献する姿が望まれる。

2 実施計画

- (1) 職員の住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。
- (2) 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

〔企業が実施する計画〕

- (1) 社屋内外の安全性の向上を推進し、防災計画や非常用マニュアルを整備するなど、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定・運用に努める。
- (2) 社屋内外の耐震化・安全化を推進し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。特に食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県、市町村等との協定の締結や、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。
- (3) 組織力を生かした地域活動への参加、自主防災組織との協力など地域社会の安全性向上へ

の貢献に努める。

- (4) 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努める。
- (5) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

第34節 ボランティア活動の環境整備

大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町、県及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲をもった災害救援ボランティア、NPO・NGO及び企業等との協働による支援活動を行う必要がある。

また、ボランティアが必要な時に、必要なところで、必要な活動を行えるよう、防災関係機関がそれぞれの立場で環境整備を図っていくことが必要である。

1 災害救援ボランティアの事前登録

災害時において必要となるボランティア活動の内容は、炊き出し等の救援活動、情報の収集伝達、医療救護活動、要配慮者の介護、物資・資材の輸送配分等多種多様である。

こうした多様なボランティア活動が適時適切に行われるためには、ボランティアの所在、活動内容等を事前に把握しておく必要がある。

- (1) 町社会福祉協議会においてボランティアの事前登録の推進を図る。
- (2) 町は社会福祉協議会及び日本赤十字社等が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する啓発普及を図るなど、その支援に努める。

2 防災ボランティア活動の環境整備

災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から地域団体、NPO等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア団体と協力して、発災時のボランティアとの連携について検証するなど、その活動環境の整備を図る。

3 ボランティア間の連携の強化

- (1) 災害時において必要となるボランティア活動の内容は多種多様であり、また、参加する団体も個人ボランティアを含め多種多様である。このため、過去のボランティア活動の例を学習する等、ボランティアについての知識を深める。
- (2) ボランティアグループ・団体相互間の連携を深めるため、連絡協議会の設置を推進する。
- (3) 災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。

4 ボランティアコーディネーターの養成

災害時におけるボランティアニーズは、広範かつ多量にわたることが予想される。これらのニーズを的確に満たすためには、ボランティアを適時適切に配置する総合調整が必要であり、こうした調整機能を担うボランティアコーディネーターの養成が必要となってくる。

- (1) 県、県・町社会福祉協議会、日本赤十字社等と協力し、災害ボランティアコーディネーター養成研修の実施や、全国社会福祉協議会が開催するより実践的で高度な養成研修への参加促進を図るなど、ボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努める。
- (2) 災害時、ボランティアコーディネーターは自主防災組織とボランティアとの間を調整する

役割も求められることが予想されるため、町は、自主防災組織育成の中で、地域のリーダーがコーディネーターの役割も担えるよう養成する。

第35節 風水害に関する調査及び観測

総務課 建設水道課

一般に災害の発生を予測することは難しいが、風水害は地震災害に比べれば、データの集積により災害発生の予測、被害規模の予測がある程度まで可能である。このため、町は、国、県等と連携し、風水害に関するデータの集積及び情報の収集整理等を行う。

1 データの集積

- (1) 国、県等が行う観測施設の設置、調査研究等に積極的に協力し、町域のデータの累積に努める。
- (2) テレメーターによる雨量観測の実施について検討するとともに、データの分析、活用方法等について研究する。
- (3) 観測施設から送られてくるデータの整理分析を行う。
- (4) 過去の災害発生時の雨量、河川水位等のデータ及び被災状況等のデータを収集整理し、危険予測の基礎資料とする。

2 防災アセスメント

地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントを実施し、その結果を反映した災害予防計画の実施に努める。

第36節 観光地の災害予防計画

産業経済課

観光地の災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での応援体制の整備を図る。

また、近年増加している外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。

1 観光地での観光客の安全確保

- (1) 観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備する。
- (2) それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行う。

2 外国人旅行者の安全確保

- (1) 災害時に外国人旅行者へ指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化に努める。
- (2) 関係機関、関係団体等と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制の整備に努める。

第37節 住民及び事業者による地区内の 防災活動の推進

総務課

町の一定の地区内の居住者及び事業者が、「自助」・「共助」の精神に基づき、町と連携して、自発的に地区における防災活動を担う例もあることから、これらの自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を本計画に定める。

1 計画の内容

本計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。

また、地区居住者の参加の下、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定める。

〔住民及び事業所を有する事業者〕

町内の一定の地域内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。